

公正取引委員会への届出について

Q. 中協法第7条（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）第1項第1号に規定する中小企業者の規模を超え、数カ所に支店をもつ石油販売業者が、各支店所在地に存在する組合に加入する場合、公正取引委員会への届出は、本店所在地の組合のみでよいか。

A. 中協法第7条（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）第3項の届出義務は、組合に対して課せられたものであって、組合員が他の組合に重複加入している場合でもそれぞれ加入している組合に届出義務がある。